役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人希望の家（以下「法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

（３）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（４）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（５）報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（６）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

２　監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

３　第１項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は、支給しない。

４　退職手当については、任期を満了、または辞任、死亡により退任した理事長、副理事長に支給するものとし、このうち死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬等の算定方法）

第４条　役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表第１に定める額。

（２）退職手当については、別表第２に定める算式により算出される額。

（報酬の支給日）
第５条　役員等の報酬は、職務執行の当日、支払うものとする。

（報酬の支給方法）
第６条　報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
２　報酬は､法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費　用）
第７条　役員等の費用は、別表第３に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。
２　役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（公　表）
第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補　則）
第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附　則
この規程は平成２９年６月２２日から施行する。
この規程は令和４年６月２５日から施行する。

別表第１　役員等の報酬の額（第４条第１項関係）

役職名	報　酬　の　額
評　議　員	会議等への出席の都度：１人一律　１０,０００円（手取額）
常 勤 役 員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除くため。）
非常勤役員	会議等への出席の都度：１人一律　２０,０００円（手取額）
監　　事	会議等への出席の都度：１人一律　２０,０００円（手取額） 監査の都度：　　１人一律　５０,０００円（手取額）

別表第２　理事長、副理事長の退職金算定式（第４条第２項関係）

役職名	退職金算定式
理事長	最終報酬月額×在任年数×２．５
副理事長	最終報酬月額×在任年数×２．０

※上記在任年数は１か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、１か月未満は１か月に切り上げる。

別表第３　費用（第７条第１項関係）

事　　項	費 用 弁 償 額
理事会、評議員会等、会議への出席	自宅がみどり市内及び桐生市内　３,０００円 自宅がみどり市、桐生市以外の県内　６,０００円 自宅が県外　１２,０００円
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額